

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 氏名(本籍)  | にし かわ やまね ゆ か<br>西 川 (山根) 祐 佳 (東京都) |
| 学位の種類   | 博 士 (言語学)                           |
| 学位記番号   | 博 甲 第 3303 号                        |
| 学位授与年月日 | 平成 16 年 3 月 25 日                    |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当                    |
| 審査研究科   | 文芸・言語研究科                            |
| 学位論文題目  | フランス語における属辞構文の文法                    |

|     |         |        |         |
|-----|---------|--------|---------|
| 主 査 | 筑波大学教授  | 文学博士   | 古 川 直 世 |
| 副 査 | 筑波大学教授  | Ph. D. | 中 右 實   |
| 副 査 | 筑波大学助教授 | DL     | 青 木 三 郎 |
| 副 査 | 筑波大学助教授 | 文学博士   | 廣 瀬 幸 生 |
| 副 査 | 筑波大学助教授 | Ph. D. | 竹 沢 幸 一 |

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、フランス語における主語の属辞をもつ構文および直接目的語の属辞をもつ構文を研究対象としている。例 (1), (2) は主語の属辞をもつ構文を, (3), (4) は直接目的語の属辞をもつ構文を表している。

(1) Pierre est le fiancé de Cécile.

(2) Pierre est un médecin.

(3) Il l'a trouvé sale.

(4) A Tahiti, on mange le poisson cru.

まず、著者が指摘する点は、従来の研究において、属辞の機能についての統一的な統辞論的定義がなされていない、という点である。例 (1), (2) のような文では、属辞が繫合動詞 être と共に述部を構成するのか、あるいは、繫合動詞とは独立して機能するのか、という点が議論されてきた。また、属辞構文を構成する動詞のなかでも、特に例 (4) のような、構文上任意の要素とされる属辞を従える動詞については、閉じたグループをなしてはいない。すなわち、属辞の機能という点からも、構文を構成する動詞からも、属辞構文の範囲は決して明らかではない、とする。

さらに、属辞構文は、意味論的な曖昧性をもつ構文である。属辞は、意味論的には、大きく分けて、主語（あるいは直接目的語）と同一物を指示するもの、主語（あるいは直接目的語）の属性記述を行うもののふたつに分類される。しかし、このような区別も必ずしも明確なものではなく、例 (5) のような文は、ふたつの解釈を持つ曖昧な文であると一般に考えられている。

(5) Le fiancé de Cécile est le directeur de la société X.

しかし、著者は、この種の文の言語形式のもつ意味構造はひとつであり、その曖昧性は、決して構造的な曖昧性ではない、と主張する。その曖昧性は、むしろ、主語、属辞の名詞句が発揮している機能の違いに起因するものである。一般に、定名詞句は、指示機能と叙述機能のふたつの機能をもつが、文脈や発話状況といった環境によって、そのどちらかが優先的に発揮される。しかし、言語形式としてはあくまでも定名詞句

であり、名詞句がどちらの機能を発揮しているかは、明示されてはいない。従って、著者は、このような文を分析する上で必要となるのは、言語形式のレベルと、意味解釈のレベルの混同を避けることである、と主張する。言語形式に示されている構造に忠実な意味と、その他の要素が関与する意味解釈を区別し、言語形式に沿った意味にどのような要素が関与して、異なった意味解釈が生ずるのかを明らかにすることによって、曖昧性を持つとされるコピュラ文の分析が可能になるのである。

また、次のような文は、名詞に後続する形容詞が、属辞機能をもつか、もたないかという曖昧性が問題となる文である。

(6) Il boit ce café froid.

このような文についても、言語形式と意味解釈のレベルを区別する必要がある、とする。ここで、著者は、言語形式に忠実な意味を考える上で有効に働く概念として、構造的未決定という概念を採用する。構造的未決定という概念は、言語形式に反映されていない要素を、あくまでも構造的には未決定とする考え方である。文(6)の曖昧性は、形容詞が修飾的か、叙述的か、という点にあり、これが叙述的であれば、属辞構文と見なされることになる。しかし、このような例では、形容詞が修飾的か叙述的かという区別は、言語形式には現れておらず、構造的に未決定なままである。従って、言語形式上は、このような例は属辞構文とは認定されない。

本論文では、上述のような言語形式と意味解釈のレベルを区別するという立場から、第1章から第3章では、属辞が名詞句の être を用いたコピュラ文を、第4章、第5章では、直接目的語の属辞構文が論じられている。

第1章においては、次のような主語、属辞ともに定名詞句のコピュラ文が考察の対象とされている。

(7) Pierre est le fiancé de Cécile.

先行研究において、このようなコピュラ文には、主語と属辞が同一の指示対象をもつことを述べるアイデンティティ・センテンス、主語が「誰であるのか」を述べる同定文、主語が「どんな人であるのか」を述べる記述分の3つの解釈が成立する、とされてきた。しかし、本章では、主語、属辞ともに定名詞句のコピュラ文はすべて、言語形式としては、主語と属辞の等価性を表す文である、ということが主張されている。そして、主語と属辞の各名詞句の発揮する機能と、等価性が外延、内包のいずれのレベルにおいて成立するかによって、各意味解釈が成立する、ということが示されている。

第2章においては、属辞が不定名詞句である次のようなコピュラ文が論じられている。

(8) Pierre est un médecin.

(9) Le premier client est un homme.

文(8)、(9)は、言語形式としては、主語が属辞のクラスの任意の一構成要素と等価であることを述べる文である、とする。その結果、主語をあるクラスに分類し、主語の所属するクラスを明らかにする文である、と考える。またこのような文は、主語を三人称代名詞に変えると容認度判断にばらつきを示すが、これは、本来、すでにあるクラスと結びついた対象を指示する三人称代名詞が、コピュラ文による分類という操作を受け入れにくいためである、とする。

第3章においては、主語の定義を表す次のような文について論じられている。

(10) Un/Le sapin est un arbre.

(11) Les sapins sont des arbres.

これらの文も言語形式としては等価文である。メタ言語的な性質を持つ定義を表す文として解釈されるプロセスは、主語の限定辞の種類によって異なる。また、主語が不定名詞句の場合には、フランス語話者が先験的に持つ主語名詞と属辞名詞に関する語彙知識が意味解釈のレベルに関与する、とする。

第1章から第3章によって、属辞が名詞句であるコピュラ文ではその意味解釈にかかわらず、主語と属

辞はそれぞれ対等に整合動詞 être と結びついており, être は, 意味的に空ではなく「主語と属辞(左右の項)は等価である」ことを意味する動詞であることが明らかになる。また, 属辞が être とともに述部をなし, 主語の属性を記述すると理解されるのは, 意味解釈レベルであって, 言語形式としては, コピュラ文における名詞句の属辞は, 動詞によって述語化された要素ではない, とする。

第4章においては, 動詞 trouver による次のような例が考察の対象とされている。

これらの例は,

(12) Paul trouve Marie jolie.

(13) Je trouvai mon père assis devant la table de la salle à manger.

従来, (12) は義務的な属辞を備えた属辞構文, (13) は任意の属辞を備えた属辞構文とされてきた。しかし, 著者は, どちらの文においても, trouver は, 直接目的語と属辞の連鎖によって表される文的内容を第二項とする二項動詞であると考え。両者の相違は, その第二項の表す文的内容が, 判断内容であるのか, 出来事であるのかの違いである。

第5章においては, 任意の属辞を伴った(14)のような属辞構文が考察の対象とされ, 名詞に関係づけられた形容詞が属辞であると認定されるのは, 直接目的語の接辞代名詞化によって, 名詞と形容詞が切り離された場合のみである, ということが主張されている。

(14) Sa voiture, il l'a achetée neuve.

接辞代名詞化は, 直接目的語が高い主題性をもつことを意味する。そして, それが, 形容詞の叙述性を高めていると考えられる。直接目的語が代名詞化されず, 形容詞と隣接している場合には, 形容詞が属辞であるかどうかは, 構造的には未決定であり, 必ずしも属辞構文であると認定することはできない, とする。

従来, 直接目的語の属辞構文の認定は, 形容詞が意味解釈上, 叙述的に解釈されるか否かということのみを基準になされてきた。しかし, 属辞構文の認定に当たっては, 言語形式上, 形容詞が叙述的であることがどのように保証されているのか, という点が検討されなければならない, とする。このことによって, 属辞構文の統辞論的な定義が可能になる。また, その形式が意味論的に何を表しているのか, という点が明らかにされることにより, 属辞構文の特徴を明確化することができる, と主張している。

## 審査の結果の要旨

従来, 属辞構文に関して, とりわけ研究者を悩ませてきた問題は, 直接目的語の属辞の認定をどのようにおこなうか, という問題であった。本論文は, この問題を解決するために, 構造的未決定という概念を採用する。構造的未決定とは, 言語形式に反映されている要素と反映されていない要素を明確に区別し, 言語形式に反映されていない要素は文の意味解釈から生まれるものであり, あくまでも構造的には未決定であるとする考え方である。本論文は, この概念を採用することにより, 基本的な言語形式から多様な意味解釈に至るプロセスに関与する要因を綿密に洗い出し, 直接目的語の属辞構文の存在理由を明らかにすることに成功している。もとより, 言語形式のレベルと意味解釈のレベルの区別は, いわば自明の区別である。しかしながら, 従来の研究においては, より基本的な構文である主語属辞構文においてさえ, 属辞が整合動詞 être と共に述部を構成するのか, あるいは, 整合動詞とは独立して機能するのか, という点が議論されるということ自体, 必ずしも, 言語形式と意味解釈のレベルが明確に区別されているとは言い難い状況にあった。本論文は, このような状況をふまえ, 主語属辞構文は, 意味解釈の多様さにもかかわらず, 属辞が定であれ不定であれ, 言語形式においては, あくまでも等価文である, ということを極めて説得的に示している。

本論文の主張は, 丹念な用例の収集と緻密な分析に裏付けられており, 論文全体として高い達成度を示している。なお, 構文上任意の要素とされる属辞を従える動詞については, 考察すべき問題が残されているが,

このことは、本論文の原理的な記述、説明自体を何ら損なうものではなく、総じていえば、本論文がこの分野の研究において学界に寄与するところ大であると高く評価される。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。